

令和7年国東市農業委員会 第8回（8月）総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月8日（金）14:00～14:55

2. 開催場所 国東市役所 2階 201・202会議室

3. 出席委員（農業委員）14名

1番 古田 明敏 委員、2番 藤本 徹 委員、3番 豊田 聖祐 委員、
4番 末綱 博子 委員、5番 小笠原玉代 委員、6番 坂本 貢 委員、
7番 森重なるみ 委員、9番 岩竹 忠洋 委員、10番 有次 昭二 委員、
11番 松原 雅之 委員、12番 松原 正 委員、13番 吉田 洋一 委員、
14番 佐藤 司 委員、15番 秋國 崇己 委員

（農地利用最適化推進委員）1名

杉本浩明委員

4. 欠席委員 1名（8番 神田 勝士 委員）

5. 出席職員 事務局長 古庄昭彦、主幹 吉田典弘、主任 橋 卓弥

6. 議事録署名委員の氏名 11番 松原 雅之 委員、12番 松原 正 委員

7. 議事日程

議案第41号 農地利用最適化推進委員の承認について
議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第43号 農用地利用集積計画について
議案第44号 農用地利用配分計画について
議案第45号 農用法の規定による非農地証明書の交付について
議案第46号 令和7年秋季農作業標準賃金について

8. 報 告 事 項

9. 協 議

10. そ の 他

発言者	発言内容
事務局長	<p>只今より令和7年第8回国東市農業委員会総会を始めます。はじめに、本日の資料確認をします。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認：本日は、神田委員が欠席で出席は14名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立することを報告します。</p> <p>それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。11番松原雅之委員と12番松原正委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは議案第41号 農地利用最適化推進委員の承認について、事務局より提案をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第41号農地利用最適化推進委員の承認について説明します。経過から、ご説明いたします。</p> <p>7月8日に農地利用最適化推進委員の〇〇委員から一身上の都合により辞任届けが提出されたことから、7月10日の農業委員会総会で〇〇氏の辞任について皆さんに同意をいただきました。新たな委員の募集のため、募集期間を7月11日から8月5日を締切日として公募を行いました。(26日間、概ね1ヶ月)</p> <p>7月10日に区長会の〇〇地区理事の〇〇区長に推薦のお願いをし、7月11日から国東市のホームページで、農地利用最適化推進委員の公募のお知らせをしたところであります。</p> <p>8月5日の締切りを迎えて、総会資料の1ページにありますように推薦が1件ありました。以上、経過報告いたします。</p> <p>次に、読み上げて候補者をご紹介します。</p> <p>(資料の氏名、年齢を読み上げて紹介)</p>
議長	<p>事務局より、農地利用最適化推進委員の候補者の紹介がありました。何か質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

質疑・意見が無いようですので、候補者を農地利用最適化推進委員として、承認してよいかお諮りします。承認される方の挙手を求める。

(全員挙手)

全会一致で、農地利用最適化推進委員の候補者は、農地利用最適化推進委員として、承認されました。

事務局 それでは只今より委嘱状の交付を行います。

会長 (委嘱状交付)

議長 それでは議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第42号の農地法第3条の規定による許可申請について、資料に基づき、説明いたします。

申請番号33番 土地の所在は〇〇〇、地目は畠で面積は100m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について譲渡人は「県外在住により管理できないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。

申請番号34番 土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は913m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について譲渡人は「市外在住で管理できないため。」、譲受人は「当農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。

申請番号35番、土地の所在は、〇〇〇、地目は田で面積は792m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について譲渡人は「高齢のため農地の管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。

申請番号36番、土地の所在は〇〇〇、地目は畠で面積は145m²です。外に畠が3筆、田が4筆の合計8筆です。合計の面積は、5,260m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。

申請番号37番、土地の所在は〇〇〇、地目は田で面積は285m²です。外に畠が一筆 合計2筆です。合計の面積は694m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由については、譲渡人は「県外在住のため管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。

申請番号38番、土地の所在は〇〇〇、地目は畠で面積は6,379m²

	です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。申請事由について譲渡人は「高齢により管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。
議長	議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明がありました。質疑・意見はありませんか。
○○委員	申請番号35番、申請者は○○○にいる方ですが、どうやって耕作するのですか。
事務局	この農地の近くに家を建てる予定となっています。今度の農振審議会にかけて、その後、5条申請にかけると聞いています。
○○委員	倉庫とか機械とかは、買うのですか。
事務局	奥さんのお父さんが、近くに住んで農業をしているので、機械などはお父さんに借りると聞いています。現場確認したところ、畑は既に耕していました。
○○委員	私は○○○に住んでいたので、どうやって耕作するのかと思いました。農業経験者ですか。
事務局	未経験者なので、営農計画書を提出していただいている。お父さんも農業なので、お父さんに教えていただくとのことです。
議長	他に、質疑・意見はございませんか。
○○委員	申請番号36番については、どうですか。
事務局	この人も近くにある中古の家を買うようになっています。またお父さんが近くの○○○に住んでいて、お父さんから農機具などを借りて、耕作する予定であります。
○○委員	お父さんは、地元の人ですか。
事務局	○○○です。

議長	<p>他に、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案第 42 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 42 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 43 号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>議案第 43 号農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明します。</p> <p>利用権の設定は、総数 20 筆で 59,188 m²です。内訳としては田が 9 筆で、12,506 m²、畑が 11 筆で、46,682 m²です。詳細につきましては、資料の 5 ページをご確認ください。</p> <p>議長</p> <p>議案第 43 号 農用地利用集積計画について、事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案第 43 号農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 43 号農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 44 号 農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>議案第 44 号 農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が 20 筆で 59,188 m²です。内訳としては田が 9 筆で、12,506 m²、畑は 11 筆で、46,682 m²です。詳細につきましては、7 ページから 8 ページをご確認ください。</p>
----	---

議長	議案第 44 号 農用地利用配分計画について、事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。
○○委員	○○は 1 年間となっていますが、市内の会社ですか。
事務局	○○市です。
○○委員	1 年間が気になりました。
議長	他に質疑・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
	議案第 44 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 44 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。
	次に議案第 45 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 45 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号 14 番 土地の所在は○○○、地目は畠で合計面積は 28 m ² です。申請人は○○さんです。申請事由については「昭和 59 年 12 月頃、母屋増築の際、入口道路を拡幅し、コンクリート舗装したことにより耕作できないため。」です。現在地等は資料をご確認ください。
議長	議案第 45 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明がありましたか、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
	議案第 45 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)

事務局	<p>議案第45号 農地法の規定による非農地証明書の交付について は、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第46号 令和7年 秋季農作業標準賃金について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案番号46号 令和7年 秋季農作業標準賃金について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>農作業標準賃金については、農業委員会が近隣の市や市内法人の作業請負額の調査をして、国東市内の農作業の標準賃金を示し、目安となる金額を公表するもので、あくまで標準的な目安の金額であり、実際は作業請負者と依頼者双方で決めていただくもので、その参考としていただくためのものです。</p> <p>今回の改定に関しましては、令和7年度の近隣市の農作業標準単価の上昇が主な原因となります。では、本日お配りした資料をご確認ください。</p> <p>改定(予定)箇所について説明します。</p> <p>① 議案中、赤字は今回増額で提案します。</p> <p>近隣の市及び市内法人の平均と比較し、低いものを平均値まで上昇する。…ただし、平均値の10円未満は切り捨て。</p> <p>※近隣の市の令和7年度単価が上昇したことにより、平均単価が上昇しました。</p> <p>② 前年までの金額が平均値より高い場合は変更せず、前回と同額としました。</p> <p>③ 近隣他市及び市内法人等に調査した結果、作業単価設定の無い作業「バインダー(紐別)」「ハーベスター」については、比較検討できないため、今回秋季単価からも削除するものとします。</p> <p>以上、改定を提案します。</p> <p>議案第46号 令和7年 秋季農作業標準賃金について、事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。</p> <p>この金額は依頼者が作業者に支払う金額ですか。</p> <p>そうです。</p> <p>今度の市報に掲載するのですか。</p> <p>9月号の市報に掲載します。</p>
議長	
○○委員	
事務局	
議長	
事務局	

議長	その他、質疑・意見はございませんか。
○○委員	草刈り代について、時給で草刈りというのが定番化しているが、この暑い時期になって、朝5時から昼までとか夕方までに終わって、いろいろな働き方がある中で、日中暑さ厳しい中で、雇用する側としては時間当たりで切って欲しい。雇用される側としては時間で決めていると能率が落ちるのでモチベーションが上がらない。秋口だったら1時間で1反刈れるものが、夏場になると1時間では1反刈れなくなったりする。そんな中で10a当たりの賃金というのを検討したほうが良いのではないかと思う。面積単位で切る方が、モチベーションが上がる。働き方という中でも沢山刈れる人はそれだけ収入が増えるのでモチベーションが上がると思います。
事務局	すぐには対応できません。今後に向けて検討していきたい。
○○委員	平地と中山間地では違ってくる。平地と中山間地(斜面)について2パターンぐらいで作った方が良いのでは。それによって労働時間が違ってくるのではないか。
○○委員	時給以外で草刈り代を考えることは大事かもしれない。
議長	次回、事務局は県内の他市の状況を調査・参考にして提示するようにしていただきたい。
事務局	来年の秋ぐらいには、調査して提示していきたい。法人へのアンケートの中でも10a当たり草刈りについて、どのくらいかなどを示していきたい。
議長	その他、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
	議案第46号 令和7年 秋季農作業標準賃金について、承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第46号 令和7年 秋季農作業標準賃金については、全会一致で承認されました。
	本日は農地利用最適化推進委員に承認された○○推進委員が参加していただいている。本日の感想があれば、言っていただきたいと思います。

○○推進委員	(本日の総会の感想)
議長	議事について以上であります。報告事項等を事務局よりお願いします。
事務局	(その他について事務局より説明) ・農地利用最適化推進委員の緊急連絡網について ・農業者年金のチラシの配布 ・農業者年金特別研修会(8月29日) ・農業者年金加入推進検討会議(9月10日)
議長	本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。
副会長	それではこれをもちまして、第8回農業委員会総会を終了いたします。本日も慎重な審議をありがとうございました。
議長	-----
議事録署名委員	-----
議事録署名委員	-----